

わが小百姓と「元田誌」 (15)

—室町時代から江戸時代まで—

会員 市野瀬 仁

鹿嶋九反九畝三歩

自米合 榎七石五斗五升五合七勺

毛利藩の古文書の中でも最も古いものに、慶長二年(五  
十七)「海部郡佐伯庄大坂本村御検地帳」と、「海部郡佐  
伯庄大坂本村八戸村御検地帳」がある。前者は扉を開く  
と、「佐伯庄大坂本村備後村」とあり、終りのページに  
「田牌屋敷合五所四反十九歩(自米四拾七石)」とある。

初代高政が、日向から佐伯庄に封ぜられたのが慶長六年  
(一六〇二)であるから、この検地帳は太田飛騨守が領主  
として、田井・佐伯七万石を支配していく時のものであ  
る。

この外、慶長十七年(一六二二)に、「墨土村地割帳 市野  
瀬吉友衛門」と、「佐伯庄大坂本小崎地割帳」があり、  
また、元和二年(一六一六)「大坂本之内荒木村地割帳」が  
ある。中味は左の如く、反別、石数、氏名が記されてお  
る。

上 田 四畝廿七歩	六斗三升七合	又十郎
中 田 四畝十五歩	四斗九升五合	吉五郎
下 島 十五歩		介

等々人の百姓の名前がみられ、終りのページには合計と  
して、次のよう示されている。

一 上 田 老反三畝四歩 二ノ米毫石セ斗セ合三勺

一 中 田 五反廿九歩	同 五万六千六百六合三勺
一 下 田 反八畝四歩	同 五万六千六百二合
一 上 島 反鹿嶋八歩	同 五鹿斗升六合
一 中 島 反鹿嶋十九歩	同 老石七斗升七勺
一 下 島 六反三畝十九歩	同 三万八千老石升八合

とある。この反別は、荒木の奥の現在山林になつてゐる  
部分から、尾玉瀬喜の窓付迄まで耕作していだのであけ  
れば、そもそも反別にはならないと、村の人々は言つてゐる。  
偶然にも、この狭い元田の土地のことば、毛利藩資糧の  
中に見られたことは、案外であつた。

とこひで、当時の水路はどうなつていたものだろうか。  
元田の場合、荒木の谷水を利用していたことはまちがい  
まいが、大坂本村全体さながらると、現在の平塚地がす  
べて水田となつていたとは考えられない。

元和より時代は八十余年下つて、元禄十四年六月幕府  
評定所に差出した「豊後国郷村總記」下、佐伯藩の各村  
の石高が示されている。その中の今ノ弥生所附の村の方  
だけを拾つてみると、

「折畠村 千二百五十六石、上野村 九百十九石、床  
木村内 六十二石、大坂本村 千九十石」

とあり、すべて合わせて「高都合 二万石 二十八ヶ村」  
としめている。

つづいて、「ほんに高都し村」として、内陸部・海岸  
部合わせて八十八ヶ村が示されている。その中に、「大  
坂本村」八戸村・岸藤木・足魔村・本田村・舊古屋村  
が見らるるに及ぶ、しばし考えざるを得ない。

さて、ここが大切な点ではないかと思う。実は誰と言ふとなく大坂本の井堰は、正徳年間の六代高慶の時にできたと聞いているが、たしかな資料を見たことがない。警固屋の二野瀬は市野瀬の庄屋と繫組もしていろし、古い家と聞いていたので訪問し、すべての資料を見せていた。やっと見つけだしたのが次の記録であつた。

南海郡郡  
明治村大字大坂本  
一田地  
式格五町三反歩

右田地ハ今ヲ去ル 正徳年間ノ昔ヨリ明治村大字尺

間ノ内、足間川、中央備後井堰ヲ設ケタリソレヨリ大字大坂本元用ヲ經ニ字所賀津留ニ至ル延長約

走里、水路ニヨリ 全部ノ用水ヲ引用致シ居リ候也」

この資料は明治以降の新しいもので、左に言い伝えを重ねて証明してくれたが、いまだに確実な資料に出合はない。

ところで、井堰については元禄四年(一六九一)佐伯地方の水田開発に就れることで、いい人物がいる。それは、佐伯藩の小林九左衛門である。

彼は上野村の小田井堰きこの年に完成し、続いて恩が灘井堰き築いたのが宝永三年(一七〇六)、七年後のことである。この頃が彼の働き盛りの年であったのである。

元禄に續いて年号は宝永・正徳となるが、彼が没した年が享保七年(一七二二)であるから、十余年前の大坂本の備後井堰の工事は、知り得たはずである。

この工事でただただ感服する人は、二百以上を越す間々、おの断崖絶壁の山腹盤き掘そくし、水を通すまでにしきの底、一体誰がどのようにしてまし得たのだろか。小林九左衛門より外に、どんな人物がいたのであろうか。あれまでの難工事を闘争した記録が知られていない

のが不思議でならない。

さてこの備後井堰が完成して後、元田前を水が通るようになって、新田が開拓されると考えなければならぬが、以後「高友寺村」の汚名は放々と去られ友寺のだろうか。まだ気にならぬのは、備後井堰ができるまい前より、元禄十四年(一七二一)大坂本村の千九十石と、上野村の九百十九石と比べて、いささか大坂本村が多すぎる感がしてならない。しかしこれも現在の目で判断するからであろう。

### 山林問題

山林關係の資料については、慶長十四年(一六〇九)「桑櫛・茶・漆・大坂本御改帳」があり、その中に「小崎尺間・田・平・畠上・川中・宇藤木・八戸・官・下・丸梅・荒木・チゴヤ・石原」があり、これまた本田の名が見られない。多分当時の山には、まとまつた杉・桧・松などの針葉樹林は見らざなかつたのではないか。毛利藩が寛保二年(一七四二)に頒布した五人組帖の中に、「毛利藩の針葉樹林は見らざなかつたのではなかろか。」とある。

「佐伯市史」に佐伯藩の林業はところをみると、「毛利藩が寛保二年(一七四二)に頒布した五人組帖の中にも、竹木伐採の禁止はあっても造植林に言及した箇条がないところをみると、時代は下るものではないか」と言及している。

夫しかどうが元田の地は、山に囲まれた郭落ではあるが、佐伯藩の目から見た場合は、特別山林資源に注目して所ではなかつたようだ。第一、佐伯藩の製炭は宝永二年(一七〇九)とされているが、それより炭窯と増設した地域として、青山・大越・赤木村・仁田原村・因尾村の五ヶ所となっていて、また、製紙については初代高波が、日田より佐伯に移封され左時代栽培と奨励した。このため、横川・仁田原・赤木・上直見・下直見・中野・上野切畑等の各村がこれを製造した」と佐伯市史に述べてい

て、本田や大坂本の名前は出て来ない。

それでも、明治・大正・昭和戦後のはじめからくつ間、大分県の木炭生産の四分の一を占めていたのは、南部地域であった。その中で旧大坂本へ大字尺間一は、質・量とも最優秀で、日本一の名をほしいままでいたこともあつたのである。

### 村の組織と農民の生活

おが国は古来、西から東の方へ發展したので、東北地方などではないが、私たちの地域が後進地域に屬していくことほまちかいない。しかし、江戸時代は幕藩体制下で統一されていて、藩主の性格や地域は多少のちがいはあるても、基本的性格は大差はなかつた。

それでは、農村の一級的組織と農民の生活が何をみて、われ等の祖先を偲ぶことにしよう。

村は本百姓と水呑百姓とに別れており、一部に名手、下人、雇者など隸属農民がいた。そして、本百姓のうちから、庄屋・組頭・百姓代の村役人を選んで、村ごとに共同責任で年貢を納入させた。この三者を地方三役と呼び、庄屋が村内の取締りや年貢收入の責任を持ち、組頭がこれを補佐し、百姓代は農民代表として、年貢や村費の割賦や不正の有無を監視する役目であつた。

それでは、大坂本村の中、現在のどの家が組頭であつたか、或いは百姓代であつたのかと問われても、それは全く名がつていないのである。

この地方三役を頭に、村の数か村を統率する方に大庄屋がいた。市野顕家はそれ位相当する家であつた、毛利藩はこうした組織をもつ村々の実情をつぶさに掌握して、ことあるときは、郡代、代官、番頭、物頭等の役人を、必要に応じて出張させて、ことを処理した。從つて庄屋は民政の責任を負負わされてゐる立場上、幾分の特權は与えられてゐるものか、小心翼々と気持せかくすことはできなかつた。

幕府は、村々に「五人組帳」を作らせ、衣・食・住の生活をきびしく取締り、「知らしむべからず、依らしむべし」と基本方針で臨んだ。

「百姓ハ分別もなく家へ考もなきものニ候故秋ニ成候得ハ、米雜穀をむさと妻子ニもくハせ候……雜穀を作り米を多く喰つぶし候ハ内様に可仕候……」

「たばこのみ申聞敷候……年貢さへすまし候得ハ百姓程心易きものばこれなくよくよく此趣き心がけ子孫々迄申伝へ能く身持かせき申す可きもの也」とは、三代將軍家光が、晩年（一六四九）にだすれた有名な廢安御詔書の一部分である。

この外、衣・食・住についても微に入り細にあたつて規制をした。佐伯市史の文面を少し借りれば、衣にはては、木綿の藍染無地が縞物の風か及用いられず、雨が降つても傘の使用もできず、蓑をつけ、竹の皮のトンボ笠は足半草履という有様であつた。

食では麦・粟・稗が主であずかに米を許されぬこと等は、七十歳以上の方々ならば、あまり驚くこともあるまいと思う。こうした生活は明治の御代に至ってもかなり名残りがあり、慣習化されていたのである。

体についてば、佐伯市史に見られるように、草屋根に庇はまく、天井板は使つてならず、襖はなく板戸でおつた。左たみはと島表を用い、縁は上間だけ許されていました。左たみはと島表を用い、縁は上間だけ許されていました。だから一旦火事でもおきたら、その被害は想像以上に大きかつた。

以上のように、農民は重層的な身分制度と、最終の生活条件のもとに、ただ盲目的で傷がされていたのである。

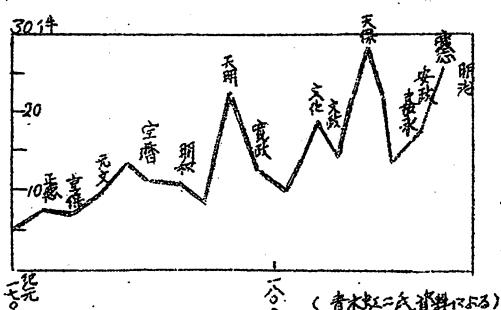
こうした規制の文面は市野瀬家には存在しないけれども、鶴岡地区の漆矢家に保管されて、この地方の実情をなまなましく伝えてくれる。ほんとに農民の生活がいつの世も割合合わない、下働きの職業であることが、現代への眼で、的確に受けとめられるのではないか。

### 自然災害と農民一揆

政治と天候とで左右される農民の生活の中で、江戸中期の自然災害は、政治にもまして苛酷で、言語に絶するものが多かった。

中期を少しあからばって、宝永年間を始めとして、享保・元文・延享・宝曆・明和・天明・寛政・文化・天保と百余年間は日本全国にあたって、地震・大火・蝗害・旱魃・洪水等のため大規模な飢饉があり、百姓はいやといふほど自然の脅威にさらされた。飢饉の回数は江戸期中一三〇回を数えるという。とくに享保・天明・天保及江戸時代の三大飢饉と呼ばれているが、天明の飢饉は東北地方で百万の餓死者が出たといわれている。

これら飢饉の原因は、軍に自然の災害にかゝ帰せらるべさものではなく、長年にわたる幕府の年貢増設策によつて、農村は慢性的な疲弊に陥入つていていたことであった。その上、各藩の割拠政策から被剥奪が思うにまかせまい。こうした社会構造から来るものが多かつたことを忘れてはならない。



さてここで、当時の元田の生活に帰らねばならない。

「十一代の庄屋宗信四郎兵衛が寛延元年（1748）三十才の時村中騒動のため退役し、時の郷代官下川源五郎兵衛の御指図に基き、二男の貞治郎が十五才の時まで、別家へ平左衛門に庄官を譲り渡し、屋舎を入替り退役後は平左衛門と改名す。」

とある市野瀬保彦家資料の、村中騒動とは何事であつたか。これが左が市野瀬文雄家先祖と、保彦家が別れた原因となつたのかから本音やではない。

佐伯藩内でも例外でなく、享保年間から文化年間の八十年間に中、主なるものが七回を数える。先ず享保十一年（1736年）十一月、因尾村堂、間の百姓百九十九人が、開領の宇目御酒利村に逃散してゐる。さきに寛延元年の元田の村騒動より七年前にあたる。

寛保元年（1741）十二月下旬、大坂本組のうち、官ノ下百姓十三戸、男女四十五人の農民が、馬糞区をつれて、白井領の三重波津久村へ逃げこんだので、両藩の説合いで、翌年一月十二日は帰され事件があつた。

最も大規模なもので、文化九年(一八一二)正月、因幡村・横川村・仁田原村・赤木村・上直見村・下直見村・中野村七ヶ村の百姓四千人が、十ヶ条の要求をつきつけ、暴動を起したことがあつた。佐伯藩では直ちに郡代・代官・物頭・番頭等が出動して、鎮圧に当つたが抗しきれなかつた。

一揆が、切羽村の大庄屋宅へ過半をこわしたとき、藩の宿老戸倉鐵部が直接農民を説得して、一揆の指導者等を洞明寺の陣代招いて、やつと納得させたことがあつた。私達の五里に、同じ頃にこのようなく人々の生活で、反抗運動があつたことを知るとき、日本歴史がそのまま身近かに感じられるではないか。

### 愛宕神社と元田

植松の愛宕神社、並びに靈峰尺聞山及、昔の大坂本村に大きな影響力を持っていた。とりわけ元田には御簾家があり、市野瀬の大庄屋があつたので、村民に対する威圧感は、他村の人とは、心理的にも違ひがあつたと思う。又荒川流神の祓踊が元田に伝えられたことも、これと無縁で反ましいであろう。

慶長九年(一六〇四)といえど、天下分け目の関ヶ原の戰の年に當る。その年、吉市・下野・上陶・上野・大坂本五ヶ村を支配していた御簾家は、この年から毎年の祭礼に、風流・杖踊を始めさせた。(「靈峰尺聞(高司隆による)」)

荒川主税家の文書によると、その後約百年後の正徳元年(一七一〇)切畠の五十川与右衛門から市野瀬(現在は荒川と改称)新兵衛が伝承して今日に至つていなかとは、随分内容のちがつていなくておろう。それはそれとして、今日まで一貫して引きつがれてきた祓踊奉納者の氏名が、四メートル越す長さの巻物に、刻明に記録されていくのみ

見ていると、私達の祖先がいる力だといふ力だという実感が、しみじみと体に伝わってくる。そして又、次の世代の人々の名前が次々と記録されることを想像すると、一層深く、長く沉默の時間が続く力を覚えるのである。

市野瀬新兵衛が祓踊を伝承した翌年(正徳二年)、鳥居・庄屋市野瀬宇兵衛、市野瀬三郎兵衛、神主御手洗古衛門太夫は、愛宕神社の石段八十步下に、鳥居を建立してある。まだ天保十年(一八三九)と形り深く刻まされた鳥居は、はじめ弥越の峠に建っていたものが、時流れ、その意味がなくなつたので、大坂本・尺聞の村人総出で愛宕神社前に移した。村人は鳥居に綱を巻き、長い行列を組んで運んだのは、それは大正九年(一九二〇)のことである。

古の大鳥居を奉納した藩の有力な人々や、豪商十名の名前が彫り刻まれており、品格のある書体、花崗岩の立派な石柱そのものが、弥越の小高い峠に建つていた。そのまま持そのものが、弥越の小高い峠に建つていた。その自らかかやく豪姿を、私達は想像してみることにしよう。その姿は荅重であり、その美しさは絶品であつたにちがいない。

だが、そこにはどんな歴史的な背景があった力だらうか、それを考えてみたい。時代が下るにつれて、力を強めていつた中央の豪商人、いや在郷商人でもよい。これらの人々が貨幣経済の進展とともに、封建社会の崩壊を早め、下級武士や庄屋に対する漸次力の交代をかち得た力であつた。愛宕神社の数々の石燈籠や手洗鉢などに見る、浦辺の海運業者や町の商人達の名前を見るにつけ、経済力の強さを感じざるをえない。

明治の初年、市野瀬の庄屋に代つて、財力でも力き云わせた兒玉家の先祖は、京都近くの宇治茶師であった。それが何からかでか、竹田の王家へ来て財を増し、

元田の地に住みついたことも、商人が台頭してきた傾向

の例を身近にみると興味深い。

一方、大鳥居の建つていた御越の峠とは、いつたい歴史的はどうな意味があつたか考えてみたい。そこには毎年礼山と岡お古市・下野・上岡・上野・大坂本五ヶ村があり、これを守る庄官御舞家が、江戸期以前から近くの小崎に居宅を構えていた所で、その權威力程が知られる。

佐伯氏滅び、次の毛利氏も「享保十三年(一七二八)藩主高慶侯愛宕神社に参拝し、足間愛宕大権現と崇め奉る」と「靈峰御霊」(馬司隆著)にあり、同年社殿改築、祭日を七月二十四日と、十一月二十四日に改め、直參・代参の制を定めている。

また元治元年(一八六四)十二代高慶侯が、植松から足間山に参拝し左の方、藩主としては始めてのこととさ水て藩主が江戸に参勤する際、城下へ立所照神、白鷹の若宮八幡宮、大日寺、佐吉神社、それにも植松の愛宕神に参拝し、神酒を捧げていることが、毛利藩の資料に記されている。

愛宕神社の歴史の古さ、そして格式の高さは、佐伯氏・毛利氏に庇護され、尊崇されたことでもわかるが、それがそのままである大鳥居に象徴されていようである。さらば御舞家・市野顕家と深い関係にあることを知れば、私達元田人は得難い歴史的・文化財を持つている誇りを覚え、そゝ保護をしなければならない責任を痛感するものである。

(おわり)

（編集者曰く）昭和五年六月以降十五回にわたる連載は、これで終つた。筆が四十二戸の元田の地区を中心として、ふるとの歴史といとも再念にまとめる所が、これが近く出版の運びとするようである。スニーフがこの成果を喜びたい。

——古賀芳林ニ札——

会員 沢 美 柴 弘

——本 町 雜 誌 (モノ) ——

——編 者 ——

これは、これまでの「因尾物語」を改題し、それに続くものとして書くもので、その延長と考えてほしい。

ご存知の方もあるうが本町村及び私の故郷で、役場の前から右にはいの字津々という谷間の集落で私は生い育つた。その故であらうか、村史編さんの方事を仰せつかつて、毎日のようにバスで通勤している。

村史となればやはり文献をしらべ、実地に資料をつかむことが第一だと考え、六月以来参考図書や古文書などをあさり、ひまを見つけては村役場あたりを歩き、村の長老の方に聞き、現地を踏んで、處所がなり珍らしくも力をつかんとしている。

そもそも村名の本町は、昭和三十一年六月、旧因尾村と旧中野村が合併の際、西村とも番立川の本流、その源流域を含めるので、本町村と名乗つたこと、この村名はよかうと思ふ。

番立川は弥生町内で堤内川と井崎川を受け入れ、本町村に入つては久留須川を含め、その外輪地でいくつもの支流の水を加えてくるが、その本流は極ノ峯に発するだけに、少し大根巻(おおねじまき)といえど佐伯人々にとって「母なる大河」である。そしてもし番立川文化と名付けるものがあるとすれば、それはどうも本町村の山岳地帯、櫻峯・山部・櫻越あたりから発祥しているような気がする。そんな前提で立てて、村史編さんの方を読むを方を、筆